

議会のあり方調査特別委員会記録
(第 27 回)

平成 2 9 年 9 月 1 2 日

【開催日】 平成29年9月12日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時55分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	河野朋子
委員	下瀬俊夫	委員	松尾数則

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	清水保
------	-----	-------	-----

【調査事項】

- 1 最終報告について
- 2 その他

午前10時 開会

矢田松夫委員長 それでは、ただいまから第27回の議会のあり方調査特別委員会を開会します。今日の調査事項は、これまで議論してきたあり方調査特別委員会の内容についての最終報告についてまとめるものです。最終報告案については事前に配布していますので、意見をお願いします。まず、報告書に沿って私から内容報告をします。「それでは、議会のあり方特別委員会の最終報告について報告を行います。この特別委員会は、議会が有する監視機能及び政策立案機能を最大限に発揮するために議会がどうあるべきかについて、平成26年3月に設置されて以来、27回の議論を重ねてきました。これまで4回の間接報告を行いましたが、内容的には既に実施をされた項目もありますが、以下のとおり最終報告を行いたいと思います。いわゆる3点セットといわれる議員定数、議員報酬、政務活動費のうち議員定数については、第4回中間報告において検

討結果を示し、改選期の1年前に結論付ける。このたびの選挙より定数22で条例を改正し、実施されることになりました。残された議員報酬、政務活動費についてはこれから報告します。これについては先の議会機能向上特別委員会では次のように報告され、更なる検討を行いました。議員報酬については一般議員で月額37万円であるが、平成26年から10%カットに縮小されているものの若い世代が議員を志さない大きな理由のひとつに報酬の削減があると言われていています。また、政務活動費については、議員一人当たり月額6,000円、年額7万2,000円であるが、十分な議員活動を行うためにも、増額が必要とされています。このような報告から委員会で主な意見としては、幅広い世代から議員が出ている議会は、活発な議論ができますが、本市議会には若い世代の議員がいない、それは報酬が低すぎるためであり、速やかに増額すべきだという意見。市長の諮問機関である報酬審議会に検討を委ねるべきだ。議員だけで検討し、結論を出すことは市民感情からしてもお手盛りで決定したという印象を市民に与える。だから、学識経験者などの専門的な知見や公募市民からなる第三者機関を設置する方向付けをしなければならない。また、附属機関を設置するとなると、委員の構成、諮問内容や答申後の議会側の対応と報酬審議会との関係など不明確な議論をしなければならない。これらの検討結果については、金額の増額だけで議論するものではなく、議員報酬、政務活動そのものがどうあるべきなのかとの議論が必要ではないのか。その検討は議員のみではなく、市民や学識経験者を含めた附属機関の設置をするべきだとの結論に至りました。現状においては2ページの報告書に記載してある不明確な部分があるため、今後先進地の視察を含め、更に検討が必要との認識でまとめました。参考意見としまして江藤教授のコメントを記載しております。次に、一般会計予算決算常任委員会についてであります。議会機能向上最終報告を踏まえて、議案一体化や予算不可分の原則から一般会計の予算決算常任委員会を設置した、この4年間の実践を踏まえて、検証から論議をしてきました。予算決算委員会と他の委員会との役割についてかなり偏りが出てきました。一般会計を持つ委員だけが突出し、他の委員会との整合性がなくなってきました。分科会方式で審査することのメリット、デメリットについては4ページに記載のとおり議論をされましたが、検

討結果については以下のとおりまとめました。一般会計予算決算の審査については議長を除く全議員による常任委員会を設置し、常任委員会ごとに分科会を設置し、分担して審査を行うことにしました。その理由については、全議員が審査に関わることができる。予算決算と連動して所管事務調査ができ、政策立案、提案につながるということでもあります。最後に、議長の任期についてであります。申し合わせにより議長の任期については2年としていましたが、機能向上最終報告では議長のリーダーシップ発揮などの理由で2年任期を廃止し、任期途中の再選出を行わない、つまり県内では初めての議長任期4年にしました。このことについて委員会では地方自治法どおり議員の任期に合わせることに、さらに議会改革で議長が先頭に立つ思いがあり、その結果、議会改革は進行してきたことなどを踏まえ、検討結果については地方自治法どおり議長任期については4年とすることとしました」。以上です。この報告について意見があればお願いします。

下瀬俊夫委員 報告の中で、政務活動費については触れてなかったよね。

矢田松夫委員長 増額すべきということはありません。

下瀬俊夫委員 問題は、政務活動費で世間を騒がしているいろいろな問題がありますよね。これとの関連で、増額を担保する透明性、市民が納得できるもの、例えば領収書を含めた公開性の問題。これは、制度的にはそのようにしていこうとなっていますので、それも中に入れたほうがいいと思います。

矢田松夫委員長 領収の公開は入れます。

石田清廉委員 今の件は、今年度の政務活動費から実施するようになっていますよね。

下瀬俊夫委員 これまでの分は、そういう意味ではしゃんとしていないんですよ。いずれにしても公開だから、これまでのものも全部公開されるわけ

ですよ。

矢田松夫委員長 何年遡って公開になるんですか。

清水議会事務局次長 政務活動費の領収書の公開については、今年度支出分からと決定していますので、遡りはありません。ただ、今年度からは情報公開の手續なしで議会側から積極的な公表という考え方ですので、これまでも領収書は出してもらっていますので、情報公開請求があれば過去のものも対象となります。

下瀬俊夫委員 世間の目が非常に厳しくなって、政務活動費を何十万円ももらっているという議員のやったことなので、私たちには関係ありませんというわけにはいかないよね。やはり世間の目は厳しいわけで、これを増額するとなるときちんとした申し開きをしないと市民が納得しないと思います。増額の方でとなると、そういう議論が必要じゃないかと思います。

矢田松夫委員長 政務活動費については増額すべきだとまとめて、しかしながら、これについてはもっと公募市民や専門的な知見を取り入れて決定していくという方向で、最終報告でまとめていきます。

松尾数則委員 政務活動費については、報酬審議会でも増額すべきだという意見があったと思いますが。

下瀬俊夫委員 江藤先生が提言していますよね。議会の中に第三者機関を置くよりも現在の行政側にある報酬審議会できちんとやったほうがいいんじゃないかという言い方ですよ。これはどのように我々は受け止めたらいいいんでしょうか。

中村議会事務局長 江藤先生がこの間の研修で言われたのは、附属機関を設置することは可能だということです。これは議会基本条例で位置付けていますので、それを根拠に設置する。ただ、議会が設置した審議会の答申

をもって報酬を上げるとかいうことは、市長部局が持っている報酬審議会との関係から適当ではない、ルールから逸脱するということでしたので、議会が附属機関を作って、その答申をもって市長側の報酬審議会に提案するなり、執行部と掛け合うなり、ワンクッション入れた対応が必要であろうということだったと理解していますので、お手盛りと言われがちなところがあれば、議会として第三者機関を設置して議論してもらおうという方向も有力な案だろうと思います。それから、もう一つ先生から提言があったのは、執行部側の報酬審議会が議会活動を全く理解していないという点が問題だろうと。今の議員がどのような活動をしているのか全く分からないのに議員の報酬を決めるということは理解できませんよねというお話もありましたので、近いうちに執行部側に報酬審議会が開かれると思いますから、そこで今の議員の活動をいかに理解してもらえるか、訴えるかというところも頭に入れて対応していきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 例えは議会に第三者機関を作るに当たって、一方的に作って、答申を受けて、それから市長部局にこういった答申がありましたというような話ではなく、設置する段階から執行部側の理解を得ておくということは必要ではないかと思います。当然議員定数だけではなく、議員報酬、政務活動費も議論するわけですから、執行部の了解なしに引上げはまず不可能ですよね。そういうこともあるので、事前にこういう第三者機関の設置について、取りあえず説明をしておく必要はあるんじゃないかと思います。この問題はまだ議論していないので、少し議論したほうが良いと思います。

矢田松夫委員長 今下瀬委員が言われたのは、2ページの委員会での主な意見の最後に、執行部側の附属機関と我々の附属機関についてのあり方について、まだ不明確な部分があるというところですね。ここをもう少し議論したほうが良いんじゃないかということで、結論をここで出すのか、次に委ねるのか。

河野朋子委員 任期があとどのくらいあるかということも踏まえると、この議

論は本当はもっと深めなければいけなかったということはもちろん分かっていますけど、ここに来て、今から考えるというのは時間的なこともありますし、確かに附属機関の設置が望ましいというところで、おおむね一致しましたが、具体的に執行部の審議会との関係とか、附属機関の在り方とか、そういったことをほとんど深めて議論していないということは共通認識していると思うので、この委員会で議論が深められなかったということで次の議会に申し送るしかないと思いますし、問題はすごくありますし、江藤先生の研修を受けて、私もまだまだ議論が深まっていないし、議論することはたくさんあるということは確認したんですけど、ここでは附属機関を設置して、そこで議論してもらおうというところではある程度皆さん一致できたし、委員会や議員だけで決めるということに対しては、お手盛りじゃないかというところで、市民の理解が得られないんじゃないかと。社会の現状から、議員の政務活動費について、すごく不信感が出ている中で、公開性とか、公表を積極的にやっていくとかいう部分を少し説明に加えたほうが、この部分は特に今問題になっているので、少し書き足したほうがいいのかと思います。ただ附属機関についてここでこれ以上議論するには時間もないので、この程度でとどめるしかないのかなと思います。

矢田松夫委員長 附属機関を設置するというところしか決まっておらず、委員の構成や議会側の答申と市側の報酬審の意見が違った場合、どのように対応していくのかということを決めていないので。

河野朋子委員 いろいろな意見が出たけど、それが解決されていないので、今後の課題として、次期の議会でも深めていってほしいという報告になるんじゃないですか。

石田清廉委員 整理してみると、政務活動費の公開性とか透明性とかいうことについては、既に29年度から政活費の使い方の見直しもされましたし、費用についても実費制、領収書も全て添付し、公開していくということは、既に実施していますから、これについては進んでいるという理解をする。あわせて報酬については、29年度は報酬審の意見を尊重する形

できましたが、今後も引き続きいろいろな問題を残しているということですから、附属機関で研究、検討をした上で、さらには先進地等の調査、研究もという意見が出ていました。これらを今後も引き続き検討課題として、次年度に継続して申し渡す。その上で改めて報酬審に具申する、我々が研究、調査をした資料をもって改めて次期の報酬審に何らかの形で具申していくという、整理したものを申し送るということではないでしょうか。

下瀬俊夫委員 第三者機関の問題は、ここに書いてあるように、この委員会では先進地に行ってもないですし、具体的な検討が進まなかったわけですよ。だから来期に送るとするのは、それでいいんですが、政務活動費については、市民が注目している問題なので、これは改めて委員長報告の中で言ったほうがいいんじゃないかと思います。

矢田松夫委員長 どのようにですか。

下瀬俊夫委員 透明性の確保、領収書の添付とか、今の時期だからあえて言う必要があるんじゃないかということです。

矢田松夫委員長 それでは、政務活動費、議員報酬については、これで終わり、次の一般会計常任委員会についてですが、結論は議長を除く全議員による常任委員会を設置するというので、メリットについては記載されているとおりで。

下瀬俊夫委員 ただ、何のためにこの4年間やってきたのかという総括がないんですよ。

矢田松夫委員長 総括は3ページから記載されていますよ。

下瀬俊夫委員 それは経過。

矢田松夫委員長 経過も総括も一緒じゃないですか。

松尾数則委員 過去の経過を経て、今回の分科会方式にしようということですから、立派な成果だと思えますが。

下瀬俊夫委員 当初の委員会を設置した目的が後退したと受け取られるわけですよ、4年前に戻ったわけですから。前進したか、後退したかって、結局、元に戻ったとしか映らないんですよ。だったら、この4年間は何だったのかとなるわけで、当初の設置目的がかなり変わってきたということになるのかな。

河野朋子委員 当初、機能向上特別委員会の中の議論を思い出してみると、予算と決算について、全体を見通して、次の予算にどのように反映されるかとか、全体の市の予算の使い方とか、トータルで見られるような委員会にすべきではないかという議論で、その時々でメンバーを入れ替えたりというのではなくて、同じメンバーで固定して審査するということが目的で、あのときは設置したと思うんです。それがどうだったのかという総括ですけど、この中に主な意見として羅列してあるけど、きちんと検討結果のところ、この委員会の設置がどうだったのかというまとめの文書がないと言われれば、確かにそうですが、私としては、予算の流れとか、決算として次々年度に反映とかいう意味では、すごく意味深かったし、かなり深まったし、その部分は目的が達成できたと思っていますが、他の委員の意見はどうでしょうか。

松尾数則委員 全体的な予算の流れというのは十分見られたし、今回の委員会の流れは良かったと思っています。ただ、それは一部の人で、全議員がその流れで見られなかったというのは、ある意味欠陥ではなかったという気がします。

下瀬俊夫委員 細切れのところを見ても、全体は見えないわけですよ。結局自分の守備範囲しか見られなくなるんですよ。そういう議論を経て、常任委員会の設置となったわけだから。その辺は大きく違うと思うんです。だけど、この結論でみると、結局元に戻ったわけですよ、全議員が関わ

りましょうということになって。その辺が4年間の経験から、ギャップがあるなと感じます。

石田清廉委員 先ほどから出ていますが、これを立ち上げるときを振り返ると、いろいろローテーションを組んで、決算、予算を二つに分けてローテーションでという時期もありましたし、いろいろ試行した挙げ句に専門の予算決算特別委員会を作って、全員ではないが、その代わり予算と決算を連動した形で見ていくことができるという一つのメリットというか、成果を期待してこの形で取り組んだと思います。しかし、当初それをするときにもいろいろな意見が出て、一部の人だけが予算、決算に携わることによって、残された者はつながりができないのではないかというのは初めからそのような懸念があったと思います。その上で、それは各委員会に持ち帰って意見を調整しながら、予算決算委員会に臨むことによって、一部の意見が出ないということはある前提で立ち上げた予算決算特別委員会だったと思います。結果としてデメリットとして言われていますが、もしデメリットがあるとしたらそれぞれの特別委員会のメンバーが自分の所属委員会にどれだけ、持ち帰りをして審議して、特別委員会に参加したかという、その辺りの在り方が少し薄かったんじゃないかと。これが結果としてデメリットとして評価されていると思いますので、先ほど下瀬委員が言われましたが、後退するというのではなく、そういう事実を踏まえて、更に全員が参加できる形で、分科会形式にしていくことを今回のあり方の委員会では求めたということしかないんじゃないですか、現状の皆さんの意見をまとめると。

矢田松夫委員長 元に戻したということで後退したかのように捉えられるということで、元に戻す意義は何なのか。

石田清廉委員 元に戻すというより、いろいろ手段は講じてきたが、やっぱりこの方がいいという形で前進したと考えればいいじゃないですか。ただし、反省を踏まえて、分科会形式でしっかりと全議員が予算、決算に携わっていくということは、決して後退ではないと。いろいろやった結果、いろいろデメリットがあったから、改めて元の形に戻るかも分からない、

しかし、分科会形式によって、より充実していこうという前向きな表現でいいんじゃないでしょうか。

矢田松夫委員長 分科会方式のほうがこれまで以上に議論が深まると。

清水議会事務局次長 事務局側の意見としてですが、この4年間、一般会計を常任委員会としたことによって、変わったところとしては、各常任委員会が積極的に所管事務調査をされるようになりました。しかしながら、そこを深く調査していくと、予算というものにぶち当たって、予算審査が不可欠になってきます。それを一般会計の委員会が所管しているので、2重で審査することができないということで、壁にぶち当たったんではないかなと思っています。所管事務調査、政策提言を今後議会として進めていくにおいては、必ず予算と決算を連動したものが必要だということも今回変えようとしたことなのかなと思います。四、五年前はそこまでは意識していなかったんではないかなと思っていますので、4年間経験した上で、変わった部分ではないかと思っています。一方、一般会計予算決算常任委員会においては積極的に事業評価をされるようになりました、予算と決算と連動してということ。その経験を今度は分科会のほうに持っていけば、より深いものに進んでいくのかなと思います。

下瀬俊夫委員 一般会計でやった事業評価方式、実は特別会計でももっと活用できるんじゃないかという議論があったんですが、残念ながら今期ではできなかったけどね。事業評価方式というのは、もっと積極的に各委員会で取り組むべきだったと。問題は、このような新しい審議形式というのは、いろいろなことを経験しながら先に進んでいくんじゃないかと思うんですよ。その一つの経験だと思えば、この4年間、いろいろなことを経験してきた。来期の一般会計の委員会との兼ね合いで、各担当委員会が所管事務調査も合わせて、きちんとできるようにしながら予算審査にいけるのか。これまでの経験を踏まえて、もう一步進んだところに行かないと元に戻ってしまうだけになってしまったら、何ともならないと思っていますので、試行錯誤しながら前進するんだという意思表示ぐらいはしたほうがいいかなと。

尾山信義議長 物理的に可能なんですか、全員ですということが。

矢田松夫委員長 最後のページの概要を見てもらったら。

清水議会事務局次長 それでは、6 ページに付いている参考資料で、その3番の審査フローですが、まず本会議場において通常の提案理由の説明があり、質疑を行い、委員会付託となります。議長を除く21人の議員で構成する委員会に付託ということです。本会議終了後、委員会を開き、三つの分科会を設置することとどの部分を審査するのかすみ分けをしてもらう。これを本会議場で行います。それから、質疑については本会議で行っているので、行わないということになろうと思います。実際の審査となると、分科会になりますので、各常任委員会が所管する部分について詳細な質疑と自由討議を行います。分科会イコール現在の常任委員会となりますので、日程としては各常任委員会に付託された案件プラス分科会に切り替えて一般会計の審査をするようになります。物理的には3常任委員会が別々に開かれ、その中に分科会の審査も行うということになろうと思います。全体会は2回議場で開かれますが、1回目は分科会の設置ですが、分科会では討論、採決は行われませんので、2回目においては、各分科会長の報告、過去分割付託していたときに委員長報告にあたりますが、報告があり、その後その他の分科会の委員から質疑し、これまではなかったんですが、全体会の中で全体を通しての議員としての意見など検討する必要があるということがあるので、ここで自由討議を行う。附帯決議については、この中で議論されるようになると思います。最終的には討論、採決ということになります。全議員と執行部とのやり取りについては、初日の本会議において、提案理由の説明と質疑がありますので、そこで行うようになります。

尾山信義議長 そうすると、全議員が委員となるので、できないようになるんじゃないですか。

清水議会事務局次長 それは申合せの範ちゅうですので、変更は可能だと思います。

ますが、現在の申合せでは、分科会以外の部分の質疑ができるとなっています。そうではなく、全体でやったほうがいいのではないかということであれば、全ての部分の質疑ができるように申合せを変更すれば可能だと思います。

下瀬俊夫委員 その工夫は要ると思うね。全員が参加する委員会に付託されるわけだから基本的に全議員が質疑できないわけです。だけど、それを分科会の場合、所属する分科会以外の部分ができるとなると、非常にややこしくなるので、全員質疑できるとしたほうが分かりやすいと思いますよ。

河野朋子委員 こういう形式にするといろいろと変えていかなければいけないことがあるということが分かったんですが、今インターネットで公開していますから、委員会ごとに日にちを別にしていますよね。分科会になるとかなり日程をずらしていくと想定になりますよね。インターネットは今は1か所しかできないんですか。

清水議会事務局次長 現状は、委員会は1か所しか放送できません。今後についてですが、二つの委員会を同時に開催できるような予算要求をしたいと思います。

下瀬俊夫委員 歳入は輪切りになるよね。一番のデメリットはこの部分になるんですよ。歳入全体を議論できるのは総務分科会になるんですよ。歳入がきちんと評価できないと議会としては非常にまずいと思います。そこをどうクリアするかということですが、これは来期でもいいけどね。

矢田松夫委員長 メリットを委員長報告で少し出したいと思います。

下瀬俊夫委員 我々は議会改革の一環としてやっているわけで、いろいろな試行錯誤があると思うんですよ。それをしながら4年間の経験を踏まえて新しい委員会活動をやっているということですから。

矢田松夫委員長 それでは、皆さんの意見を入れて報告したいと思います。次に議長の4年制ですが、任期中の再選をしないということです。

松尾数則委員 先ほど、議長に力をとということがありましたが、議長に力を与えてうまくいった議会というのは、過去余りないんです。

矢田松夫委員長 議長に権力を握らすというのとは議論が違いますよね。議会改革が進行してきたことなどを踏まえ、検討結果については、地方自治法どおり議長任期は4年とすることにしましたと。これ以外何もありませんよね。

松尾数則委員 地方自治法では議長任期は4年になっているんですから、それをどうのこうのとなると、いやなら途中で辞めればいいという話だけど、議長に力を与えるために4年にするという考え方がいいのかという話をしているんです。

矢田松夫委員長 今日は、この報告書についてで、今は5ページの委員会での主な意見はそういう意見はなかったんです。検討結果のウに書いているように、議長任期は4年とすること以外にないですよ。そういうことで委員長報告については前進したものを報告できるようにしていきたいと思います。

清水議会事務局次長 それでは、報告書はこのままということで、参考資料についてで、本会議の最初の質疑で括弧書きの「属する分科会以外の部分」については削除するというのでいいでしょうか。

矢田松夫委員長 よろしいです。以上で、議会のあり方調査特別委員会の最終報告書について異議はないですね。はい。続いて最終報告書にあるように条例を改正しなければいけませんので、読み上げて提案としますので、意見がありましたら、後ほどお願いします。「山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例について、山陽小野田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第2項第4号中『9人』を『21人』に

改める」。以上です。これについて質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、賛成される方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

矢田松夫委員長 全員賛成で委員会提出議案について可決されました。それでは、その他の項に入ります。

下瀬俊夫委員 傍聴規則で、今は名前を書くようになっていますが、これを公開するかどうかという点で、これはどうなっているんですか。

清水議会事務局次長 個人情報に当たりますので、非公開となっています。

下瀬俊夫委員 これはある議会で問題となって、議員の請求で公開にしたということで、いろいろな問題が起こって、その点をはっきりしようと思って質問しました。

矢田松夫委員長 ほかにありますか。なければ、第27回議会のあり方調査特別委員会を閉会します。

午前10時55分 閉会

平成29年9月12日

議会のあり方調査特別委員長 矢 田 松 夫